資料6

●最近の話題

①建設業法上の金額要件の見直し
②社会保険の未加入対策
③「建設リサイクル法」第11条に基づく通知の徹底
④プレキャストコンクリート製品の活用事例集
⑤コンクリート二次製品の活用
⑥工事現場の環境整備　建設現場の「快適トイレ」
⑦一部変更指示時における概算額の明示について
⑧その他（お願い事項）

①技術者配置等にかかる金額要件の見直し（H28.4.1 閣議決定、H28.6.1施行）

国土交通省

○物価上昇、消費税等を踏まえ、技術者の配置にかかる金額要件を見直します。

○工事現場毎に**専任**（＝その工事にのみ従事すること）で**技術者**（監理技術者及び主任技術者）を配置しなければならない**請負金額**が変わります。

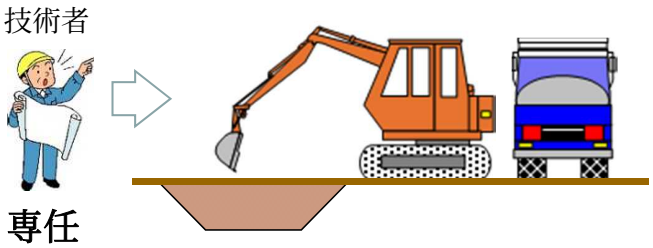

2,500万円以上 → 3,500万円以上

※建築一式工事の場合は5,000万円以上→7,000万円以上

○元請企業が、配置技術者を**監理技術者**としなければならない**下請金額の合計**が変わります。

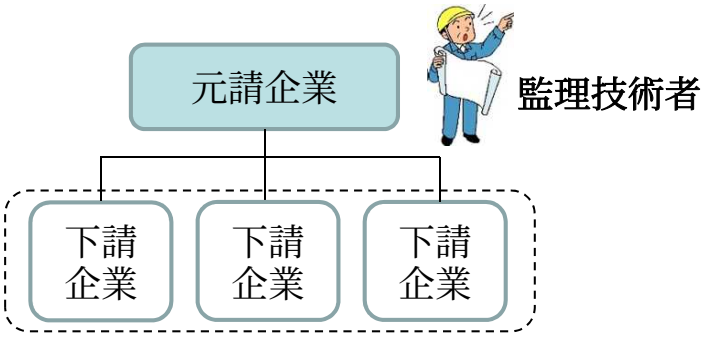

3,000万円以上 → 4,000万円以上

※建築一式工事の場合は4,500万以上→6,000万以上

※施行後、全ての工事について改正後の基準を適用

【参考】 監理技術者　：下請金額が大きい場合に主任技術者に代えて必要となる、技術力の高い技術者（1級施工管理技士等）
主任技術者　：工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる技術者（2級施工管理技士等）

②直轄工事における社会保険等未加入建設業者に対する指導監督の強化

【平成27年度以降、国土交通省直轄工事において、次の対策を実施】

○平成２７年度以降、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定。

○**平成２７年８月１日以降**に入札手続を開始する工事において、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円未満の工事（※）について、一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する措置を試行。（※）建築一式工事の場合は4,500万円

なお、平成２６年８月１日以降に入札手続を開始する工事において、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円以上の工事（※）については、**一次下請業者を社会保険等加入業者に限定**しているところ。（※）建築一式工事の場合は4,500万円

○平成２７年４月１日以降に契約を締結する**全ての工事**において、下請金額の総額にかかわらず、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報。

①入札参加時に元請業者の保険加入状況を確認。

②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止。

③施工体制台帳等で全ての下請業者の保険加入状況を確認。

④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合元請業者への制裁金の請求等を実施

⑤全ての未加入業者を発注部局から建設業担当部局に通報。

⑥建設業担当部局において未加入業者（二次下請以下も含む。）への加入指導等を引き続き実施。

【ペナルティー等】

・建設業担当課による加入指導
・制裁金の請求（元請と未加入の一次下請業者との最終契約金額の10%）
・指名停止の措置
・工事成績評定の減点（指名停止に伴うもの）

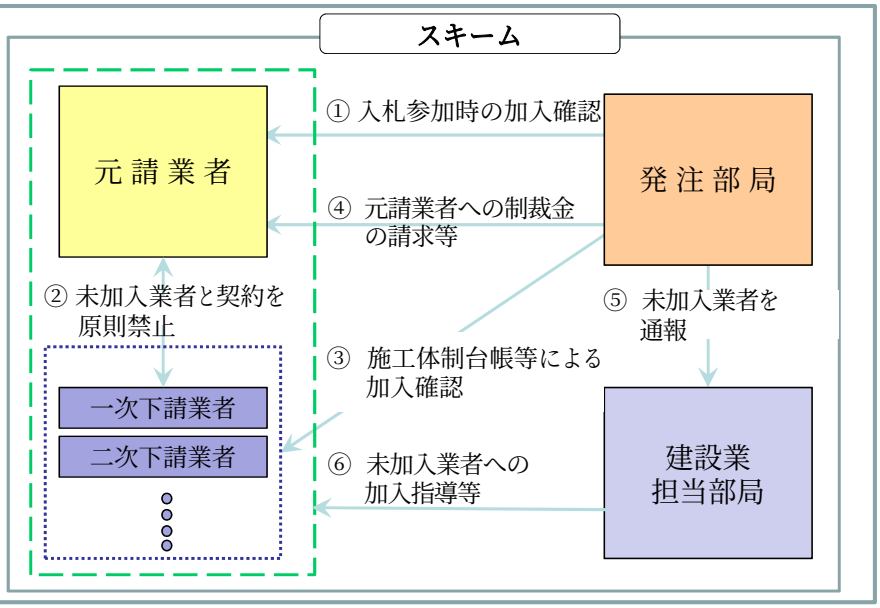

②標準見積書を活用した法定福利費の確保

国土交通省

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成２５年９月末から一斉に開始（第３回社会保険未加入対策推進協議会（平成２５年９月２６日）において申し合わせ）。

1. 問題意識

○ 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。

○ これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積が一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。

○ このため、見積に当たって従来の**総額単価だけではなく**、その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

2. 関係者の取組

【発注者】

○ 直轄工事においては、**土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価（事業主負担分）、公共工事設計労務単価（本人負担分）**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映**。

○ 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

○ 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導**するとともに、提出された場合は尊重し、**適切な法定福利費を支払い**。

【下請企業】

○ **標準見積書**（専門工事業団体作成）**の活用**等により、**法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。

○ **技能労働者を必要な保険に加入**させる。

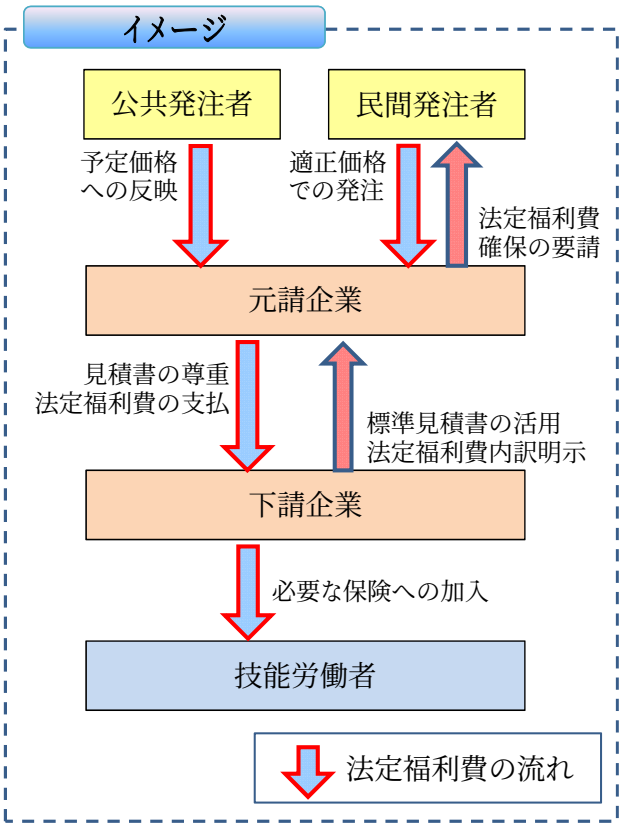

③「建設リサイクル法」第11条に基づく通知について（徹底依頼）

■ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」における対象建設工事については、同法第１１条の規定により、通知に係る**工事に着手する前まで**に、工事着手の時期、工程の概要等について**都道府県知事等に通知**しなければなりません。
■ 毎年通知状況について確認させて頂いておりますが、一部工事について、通知が実施されていないものが見受けられます。
■ 対象建設工事において**通知していない工事は法律違反**となりますので「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の趣旨を十分に理解のうえ対応をお願います。

【対象工事】

■ 工事規模が基準値（表1）以上で、かつ特定建設資材（表2）の処分を行う工事
■ 工事規模が基準値（表1）以上で、かつ特定建設資材（表2）を使用する工事

表1：工事規模の基準値

工事の種類	基準値
建築物の解体	床面積の合計　８０㎡
建築物の新築・増築	床面積の合計５００㎡
建築物の修繕・模様替	請負代金額　　１億円
その他（土木工事等）	請負代金額　５００万円

表2：特定建設資材
コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

【１１条通知の徹底】

○建設リサイクル法第１１条通知の徹底について（通知）

１．建設リサイクル法第１１条通知完了連絡書の送付

第１１条に基づく通知を行った後、発注者は受注者に通知完了連絡書を通知する。受注者は、通知完了連絡書を受領しなければ工事着手できない。

２．チェックリスト及びマニュアルの活用

○建設リサイクル法第１１条通知に係る運用

１．特記仕様書に、上記に関する条項を追加する。

④プレキャストコンクリート製品の活用事例集

プレキャスト製品の事例集を発行し、製品の活用を促す

・プレキャスト製品を活用した事例を参考に、その具体的な活用効果、コスト比較、採用事例を整理した事例集を発行に向けて準備中。

・今後、コンクリート構造物の施工方法（現場打ちorプレキャスト）を比較検討する際に、コスト比較だけでなく両者のメリット・デメリットを整理して選定するための参考資料として活用

■事例集の掲載項目

プレキャストコンクリート製品の活用効果
- 構造物の品質向上
- 設計・工事発注の効率化
- 工事書類の削減
- 施工期間の短縮
- 安全性の向上
- 維持修繕の容易性向上

プレキャストコンクリート製品の活用事例
- 河川用大型張りブロック、法留め用基礎
- 大型ボックスカルバート
- Ｌ型擁壁
- 消雪パイプ　など

掲載事例

大型ボックスカルバート（Ⅲ型）

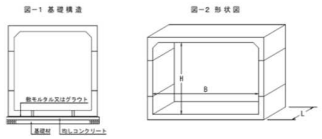

プレキャスト製品（A）	現場打ち（B）	コスト比較（A／B）	コスト縮減額を考慮したコスト比較A／（B＋C）
1,400,000円／m	940,000円／m	１．４～１．５	通常：１．０～１．１ （冬期：１．０～１．１）

※コスト縮減額（C）の例
水替え、土留め矢板損料、交通規制費、雪寒仮囲い、冬期養生等
（注）ここでは省略

【採用理由】
大型ボックスカルバート（Ｉ型）は、プレキャスト製品を活用することによるコスト縮減額を見込むと経済性的に同等程度となるケースが多く、経済済性以外の効果（工期短縮、現道交通の安全確保）も十分期待できるケースでプレキャスト製品を活用している場合がある。

⑤コンクリート二次製品の活用

〈わえて、北陸では、コンクリート二次製品を活用した工事の品質確保と生産性の向上（書類等の削減）のため、さらにはコンクリート二次製品の活用促進のため、年1回の頻度で、**製造管理技術委員会**で確認検査（製品検査、工場検査等）したコンクリート二次製品（13種74製品）については、委員会から製造品質認定書を発行することにより、各工事において、この認定書を提示することにより、二次製品関係の提出書類等の簡素化を図っている。

・平成8年設置
・学識者、北陸地整、業界（日建連支部、コンサル協会　支部）等により構成
・二次製品製造者から申請された製品及び製造工場を　年1回、検査して、製品を認定。

（提出しなければならない工事書類）

JIS製品以外（工事毎に作成）＞

約10種類
1. 品質規格証明書
　① 試験成績表（材料など）
　② 性能試験結果（強度など）
　③ ミルシート等
2. アルカリ骨材反応試験
3. 塩化物含有量試験
4. 製品構造図、配筋図
5. 製品検査表（寸法・形状・外観等）
等

JIS製品（工事毎に作成）＞

約5種類
1. アルカリ骨材反応試験
2. 塩化物含有量試験
3. 製品構造図・配筋図
4. 製品検査表（寸法・形状・外観等）
5. 品質規格証明書※

※ （製品のJIS表示を写真等で確認できれば省略可）

※書類の種類数は一般的な工事から算定

製造管理技術委員会認定製品

約1種類
1. 製造品質認定書（写）
【添付資料】
・製品構造図、配筋図
・製品検査表（寸法・形状・外観等）
※ただし、認定有効期間は1年間

（製品の品質検査の流れ）

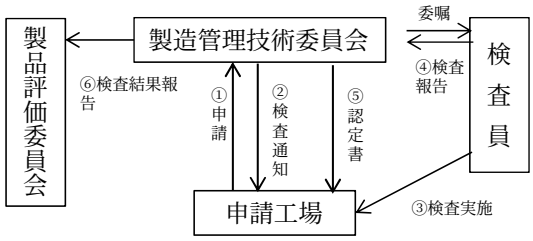

⑥工事現場の環境整備　建設現場の「快適トイレ」

① 建設現場の仮設トイレについて、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する工事について、快適トイレ※（女性も活用しやすいトイレ）の設置を基本とし、職場環境改善を促進します。また、その費用は、積算上考慮します。

② 既契約済工事については、受発注者で協議の上、現場のトイレを快適トイレに変更する場合は、その費用について、10月1日から導入する工事と同様に発注者が負担することとします。（平成28年10月1日以降協議して導入する場合）

③ レンタルが中心の建設現場の仮設トイレが快適トイレに変わることにより、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待されます。

※「快適トイレ」事例集を作成し公表（9月中旬目処）します。
（国交省HPにて、快適トイレの標準仕様を満たすトイレ商品を募集します。
http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html）

快適トイレ

※なお、徳島県においても「快適トイレ」導入に取り組むこととしています。（詳細は、徳島県県土整備部　建設管理課　TEL：088－621－2628まで）

建設現場の「快適トイレ」 ～イメージ～

快適トイレの標準仕様（案）

1. トイレに求める機能

①洋式便座
②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

2. 付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
⑩鏡付きの洗面台
⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

⑫室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
⑬擬音装置
⑭フィッティングボード
⑮フラッパー機能の多重化
⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

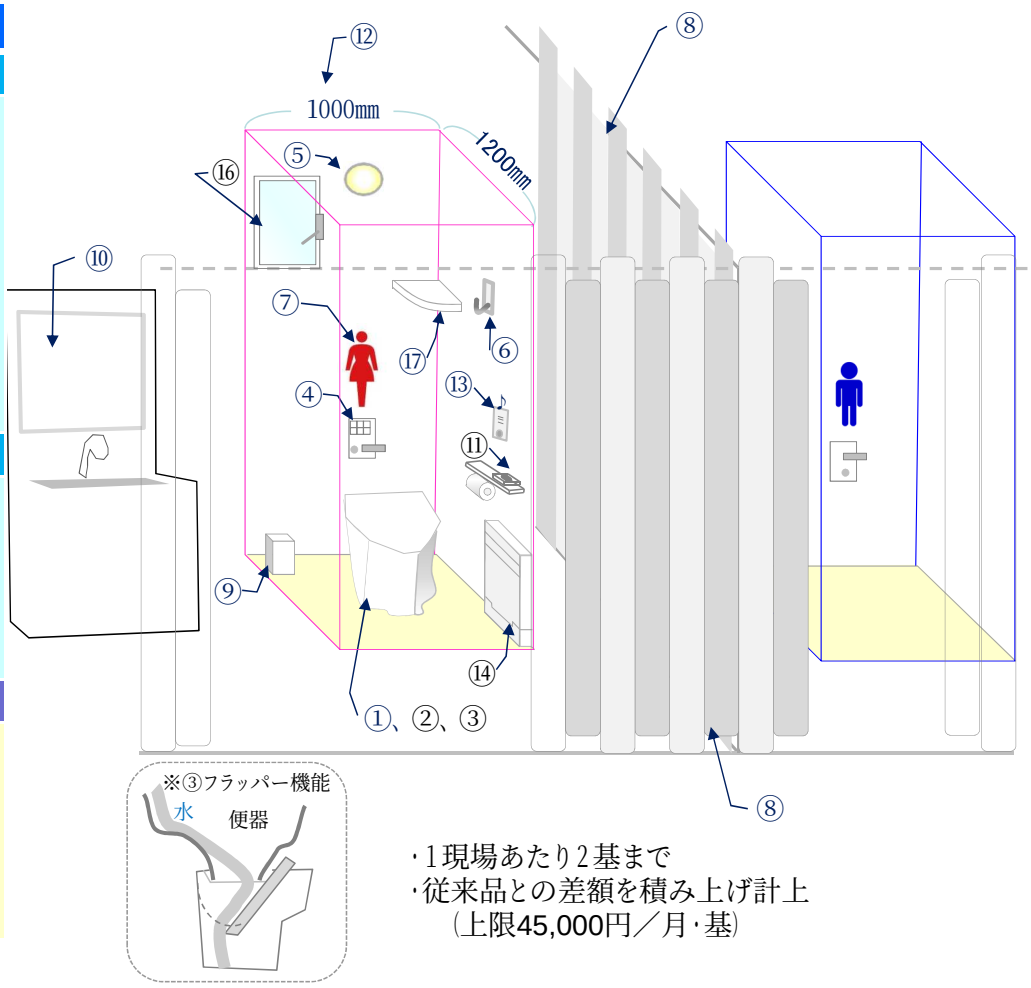

・1現場あたり2基まで
・従来品との差額を積み上げ計上
（上限45,000円／月・基）

⑦一部変更指示時における概算額の明示について （H28.4～試行）

（背景）

■ 平成26年6月の改正品確法において、発注者責務として、適切な設計変更が明確化。

■ 施行内容の一部変更指示書（以下「指示書」という）の後、速やかに契約変更されない場合、受注者の適切な下請負契約に支障が生じているものがあると、各種業界団体から意見あり。

■ そのため、やむを得ず発出した指示書における新規工種について、概算金額（直接工事費）を明示する取り組みを試行することにより、課題等を明確にし、さらなる設計変更の適切化に努める。

（具体的な流れ）

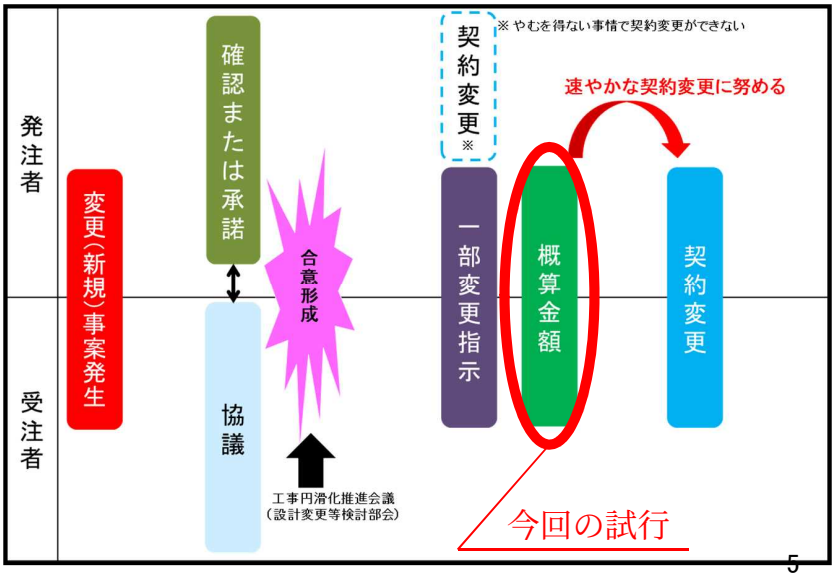

（試行の内容）

○ 試行対象は、原則、新規契約案件とするが、発注者発議で既契約工事を対象とすることができる。（1～2件／事務所）
○ 指示書を発出する際に、概算金額（直工及び共通仮設費「積上分のみ」）を明示。
○ 概算金額を明示するものは、新規工種（官積100%となるもの）とする。
○ 試行結果についてフォロー調査を行う。

○現在までの実施状況
試行対象28工事のうち14工事で概算額を明示

⑧そ　の　他（お願い事項）

・施工体制全国一斉点検
・諸経費動向調査

施工体制の一斉点検について

北陸地整

国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法（平成13年4月施行）の趣旨の徹底をより一層図るため、平成14年度より毎年工事が本格化する期間に、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しています。

■〈全国一斉点検実施方法〉
(1)点検時期
工事が本格化する10月から12月を全国一斉点検期間とし、期間内に任意の実施日を定めて実施する。
(2)点検対象工事
平成28年5月31日以前契約工事では請負金額が2,500万円以上（建築工事においては5,000万円以上）、平成28年6月1日以降契約工事では請負金額が3,500万円以上（建築工事においては7,000万円以上）の稼動中の工事の一部について点検を実施（監督体制強化（重点監督）対象工事及び低入札価格調査対象工事を含む）。なお、低入札価格調査対象工事については稼働中の工事（平成28年5月31日以前契約工事では請負額2,500万円（建築工事においては5,000万円）未満を除く、平成28年6月1日以降契約工事では請負額3,500万円（建築工事においては7,000万円）未満を除く）の全てを点検対象とする。
(3)点検内容
<基本点検>[1]監理技術者等の配置状況、[2]施工体制台帳等の備え付け状況、[3]下請契約の締結状況
<一括下請点検>[1]元請負業者の下請施工の関与状況、[2]紛らわしい施工体系の点検
<下請業者点検>[1]下請の主任技術者の配置状況、[2]下請の主任技術者へのヒアリング

■平成２７年度における点検結果（北陸地方整備局管内）

①建設業法違反により許可部局へ通知が必要となる工事はなし。（平成２６年度点検と同様）
②点検実施した工事のうち５工事６件（平成２５年度３件）の工事で軽微な改善すべき事項有り
（Ⅰ）基本点検　３工事(平成２６年度３工事)
明確な工事内容で下請契約が行われていない等。
（Ⅱ）一括下請に関する点検　３工事（平成２６年度該当無し）
元請業者が下請施工の品質及び出来形確認を行っていることが一部確認できない等。

調査内容と目的

実際の現場で共通仮設費・現場管理費がどれだけ必要なのかを調らべ、
積算基準に反映するための調査です。

一般土木工事の標準的な構成割合

※平成20年度 諸経費動向調査結果

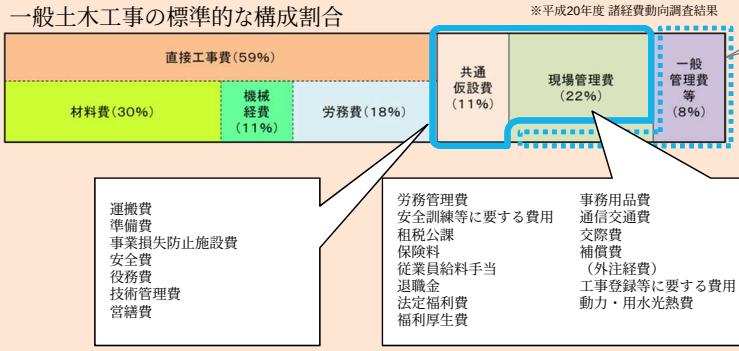

一般管理費等と外注経費は
会社単位で別に調査をします

平成27年度土木工事積算基準等の改定

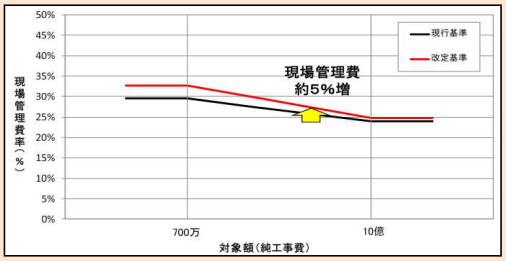

現行の率式と乖離があれば
間接費の改定を行い、官積に反映する

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について（H26.6.4　交付・施行）

改正品確法では「発注者の責務」の１つとして**担い手の育成及び確保**に配慮した予定価格の作成が定められています。 本調査は積算基準に施工の実態等を積算に反映し、適正な利潤の確保につなげる重要な調査ですので、事実をありのままに記載をして下さい。

諸経費動向調査について
北陸地方整備局

調査の対象

調査年度の竣工予定工事を対象とし、

①**工種・価格帯ごとに一定数を確保**するように対象工事を抽出しています。

②件数の少ない　海岸・橋梁・トンネル・公園・電線共同溝工事については全工事が対象です。

③政令指定都市のＤＩＤ地区での工事は全工事が対象

④**点在積算・見積活用型積算方式**での工事は全工事が対象

調査フロー

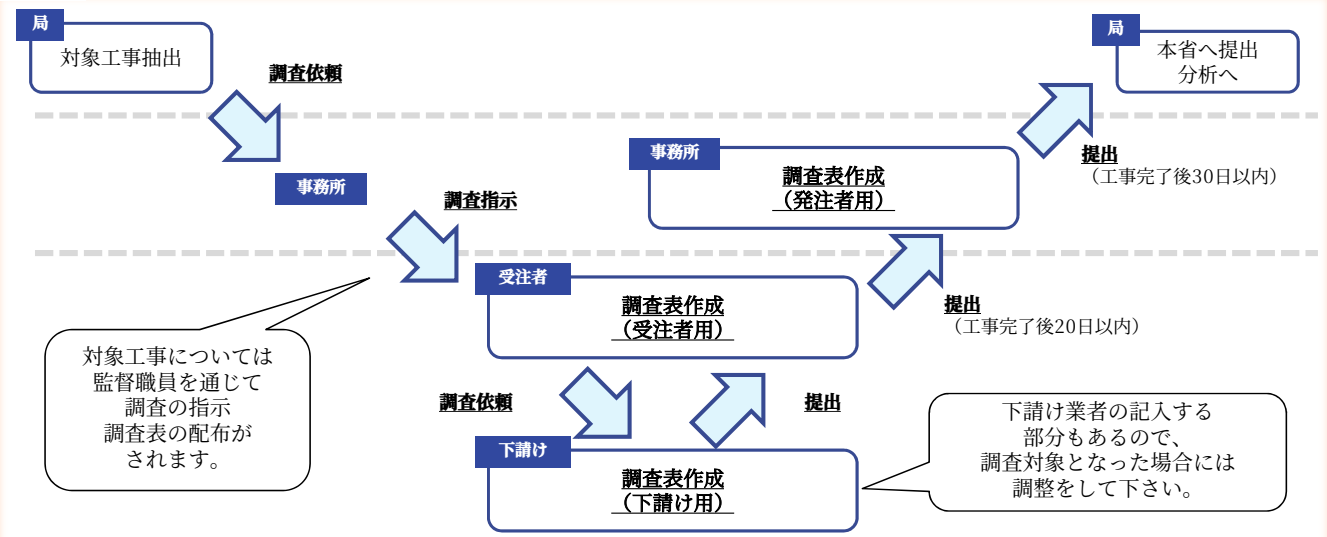

調査にあたっての注意点

調査表への記入

「確認」シート

元請：未入力･エラーの確認

シート名		未入力の件数	エラーの件数
一般事項	=>	0 件	0 件
工期	=>	0 件	0 件
施工分散	=>	0 件	0 件
A-1票	=>	1 件	0 件
A-1'票	=>	0 件	0 件

下請：未入力･エラーの確認

シート名		未入力の件数	エラーの件数
A-①票	=>	0 件	0 件

未入力・エラーがないかチェック
ある場合には修正をお願いします。

「工事費」シート

Ⅲ 工事費内訳　注）消費税抜きで記入してください　金額単位：千円

費　目	元請+元請外注	元　請	元請外注合計	1	2	3	4
① 直接工事費	179,859	65,200	114,659	1,350	330	26,800	1,384
② 間接工事費	76,412	36,866	39,546	940	370	8,300	1,316
(1) 共通仮設費	14,665	12,240	2,425	0	0	955	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	61,747	24,626	37,121	940	370	7,345	1,316
レ 外注一般管理費等	14,600		14,600	694	146	2,753	441
(4) 機器間接費	0	0	0	0	0	0	0
イ 技術者間接費（電気通信設備工事の場合）	0	0	0	0	0	0	0
ロ 機器管理費（電気通信設備工事の場合）	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 外注一般管理費等（下請欄は、外注一般管理費等の自動計算値）		159,97	外注一般の計算値=	694	146	2,753	441
④ 一般管理費等　自動計算値 = -38	-38	-38					
⑤ 別途等工事費（電気通信設備工事の場合は、機器単体費）	5,767	0	5,767	0	0	0	0
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事価格	262,000	262,00	139,972	2,290	700	35,100	2,700
⑧ 消費税相当額（下請欄は、下請工事価格の自動計	20,960	20,96	工事価格の計算値=	2,290	700	35,100	2,700
⑨ 工事請負金額	282,960	282,960					

元請）一般管理費等
下請）外注一般管理費等

元請の一般管理費等
下請の外注一般管理費等をチェック

契約額と調査表に記入された各項目の費用との差額が表示されています。

極端に大きい・極端に小さい：
二重計上や計上漏れ、
桁間違い、千円単位になっていない

間違いがないか確認をお願いします。

諸経費動向調査について　北陸地方整備局

提出後

提出後、発注者用調査表（官積算額）との比較をして、必要に応じて聞き取り調査が行われます。
開きがある場合、入力ミスはないか　なにか理由があるか等が確認されます。

確認結果の例）

・共通仮設費	路上工事の日々回送で輸送費がかかった 安全施設の費用が多くかかった
・現場管理費	工期延伸で従業員給料・手当がかさんだ
・材料費	安価購入ができた
・労務費	施工環境が良く、効率よく作業できた

調査表への記入について不明な事がある

調査表には入力マニュアルも添付されています。
不明な点があれば確認をしてみてください。

それでも不明な事があれば
北陸地方整備局　企画部　技術管理課
（電話：025-370-6702　ＦＡＸ：025-280-8861）までお問い合わせ下さい。